

道路交通法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号） ..... 1

改正案	現行
<p>（公示による納付命令）</p> <p>第十七条の五 法第五十一条の第四十項の規定による公示による納付命令は、<u>内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により</u>不特定多数の者が閲覧することができずる状態に置くとともに、<u>当該事項が記載された書面を当該納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができずる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の納付命令は、同項の規定による措置を開始した日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。</p> <p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第二十九条 法第八十一条第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 保管を始めた日から起算して十四日間、<u>前条各号に掲げる事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができずる状態に置くとともに、これらの事項が記載された書面を当該警察署の掲示板に掲示し、又はこれらの事項を当該警</u></p>	<p>（公示による納付命令）</p> <p>第十七条の五 法第五十一条の第四十項の規定による公示による納付命令は、<u>当該納付命令をしようとする公安委員会の掲示板に内閣府令で定める様式の書面を掲示して行うものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の納付命令は、同項の規定による<u>掲示を始めた日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。</u></p> <p>（工作物等を保管した場合の公示の方法）</p> <p>第二十九条 法第八十一条第三項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>一 <u>前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該警察署の掲示板に掲示すること。</u></p>

察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとること。

(削る)

二 (略)

(工作物等を返還するための措置)

第二十九条の二 法第八十一条第三項の政令で定める必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者であることを証明させること。

二 (略)

(保管した工作物等に関する規定の準用)

第三十二条 第二十八条から前条までの規定は、法第八十一条の二第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した転落積載物等について準用する。この場合において、第二十八条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項」と、同条第二号

二 前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者（次条第一号において「占有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を都道府県の公報又は新聞紙に掲載すること。

三 (略)

(工作物等を返還するための措置)

第二十九条の二 法第八十一条第三項の政令で定める必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき占有者等であることを証明させること。

二 (略)

(保管した工作物等に関する規定の準用)

第三十二条 第二十八条から前条までの規定は、法第八十一条の二第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した転落積載物等について準用する。この場合において、第二十八条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項」と、同条第二号

中「設けられていた」とあるのは「在った」と、第二十九条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、同条第二号中「保管工作物等一覧簿」とあるのは「保管転落積載物等一覧簿」と、第二十九条の二中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、第二十九条の三中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と、「当該工作物の購入又は製作に要する費用、使用年数」とあるのは「取引の実例価格、当該転落積載物等の使用年数」と、第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

2  
(略)

中「設けられていた」とあるのは「在った」と、第二十九条中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、同条第二号中「前号」とあるのは「前号の公示に係る転落積載物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、「都道府県の公報又は新聞紙」とあるのは「官報」と、同条第三号中「保管工作物等一覧簿」とあるのは「保管転落積載物等一覧簿」と、第二十九条の二中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、第二十九条の三中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と、「当該工作物等の購入又は製作に要する費用、使用年数」とあるのは「取引の実例価格、当該転落積載物等の使用年数」と、第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十一条の二第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

2 第二十八条から前条までの規定は、法第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定により保管した工作物等について準用する。この場合において、第二十八条から第二十九条の二までの規定中「法第八十一条第三項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第三項」と、第二十九条の三及び第三十条中「法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法第八十一条第四項」とあるのは「法第八十二条第三項又は第八十三条第三項において準用する法

(意見の聴取の手續)

第三十九条 (略)

2 法第百四条第一項の規定による公示は、意見の聴取の期日及び場所(以下この項において「公示事項」という。)を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。

(公示通告)

第五十四条 法第百二十九条第二項の規定による通告は、内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を告知書に記載された当該通告が行われる場所に設けられた都道府県警察の掲示板に掲示し、又は当該事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うものとする。

2 (略)

3 第一項の通告は、同項の規定による措置を開始した日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。

「第八十一条第四項」と読み替えるものとする。

(意見の聴取の手續)

第三十九条 (略)

2 法第百四条第一項の規定による意見の聴取の期日及び場所の公示は、公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(公示通告)

第五十四条 法第百二十九条第二項の規定による通告は、告知書に記載された当該通告が行なわれる場所に設けられた都道府県警察の掲示板に内閣府令で定める様式の書面を掲示して行なうものとする。

2 (略)

3 第一項の通告は、同項の規定による掲示を始めた日から起算して三日を経過した日に効力を生ずるものとする。

